

米国向け日本産メロン生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

メロン (*Cucumis melo*) の生果実

2 検疫対象病害虫

スイカ ^{りょくはん}緑斑モザイクウイルス
(*Cucumber green mottle mosaic virus*)

3 主な検疫条件

(1) 荷物の種類

商業用貨物であること。

(2) 輸出検査の実施

日本の植物防疫官による輸出検査を受け、スイカ ^{りょくはん}緑斑モザイクウイルスの付着がないことを確認の上、植物検疫証明書が発給されること。

(3) 輸入検査の実施

米国の輸入港において米国側による輸入検査を受検すること。